

静岡県立静岡がんセンターにおける研究費不正使用防止計画

令和4年3月31日策定

「静岡県立静岡がんセンターにおける公的研究費の取扱いに関する規程」第15条により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、センターにおける公的研究費の不正使用防止計画を以下のとおり策定し、実施する。

1 運営管理体制

① 最高管理責任者：がんセンター局長

当センターにおける公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

② 統括管理責任者：事務局長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

③ コンプライアンス推進責任者：病院長及び研究所長

当センターにおける公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

コンプライアンス責任者は、所属する研究者を監督する各診療科部長及び各研究所部長と連携し、公的研究費の運営及び管理を行う。

2 研究費の法令・関係規則等の理解促進・遵守に関する取組

(1) 研修会等の実施

当センター事務局総務課研究推進班は、研究費公募に係る説明会や各所属管理会議等を利用して、研究費の法令・関係規則等に係る研修会・説明会を定期的実施する。

(2) 誓約書の提出

研究費の交付を受けた研究者は、法令・関係規則等を遵守する旨の誓約書を提出する。

具体的な計画については下記のとおりとする。

3 不正使用防止計画

① 責任体系の明確化

不正発生の要因	防止計画	所管
・時間の経過に伴い、責任意識が低下する。	・センター内の責任体系を明確にするための諸規程を制定し、責任の所在を明確にするとともに、職名をホームページ上で公開する。 ・各責任者の異動にあっては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。	総務課 研究推進班 各責任者

② 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画	所管
・コンプライアンスに対する意識が希薄である。	・研究者等に対し、コンプライアンス意識の向上を促すため研修会等を行い、研究者の参加を義務付ける。 ・研究者等に対し、不正使用を行わない旨の誓約書の提出を義務付ける。	コンプライアンス推進責任者

<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程等を整備し、周知することにより、適正運用の徹底を図る。 研究費の使用ルールを整備し、院内に公開する。 	総務課 研究推進班
--	---	--------------

③ 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正発生の要因	防止計画	所管
<ul style="list-style-type: none"> 不正使用防止計画を策定及び実施したにも関わらず、不正使用事案が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査により、不正使用に繋がる可能性のある事象について、その具体的な発生要因に対する発生防止策を検討し、不正防止計画に反映させる。 	不正防止計画推進部署

④ 公的研究費の適正な運営及び管理活動

不正発生の要因	防止計画	所管
<ul style="list-style-type: none"> 発注段階での財源特定がなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、指導・注意喚起を行う。 	総務課 研究推進班
<ul style="list-style-type: none"> 年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰越し、返還等の指導を行う。 	総務課 研究推進班
<ul style="list-style-type: none"> 取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引頻度の高い業者については、不正経理に協力しない旨の誓約書を年1回提出させる。 特定の業者に取引が集中することの無いよう、選定方法の指導、確認を行う。 	総務課 研究推進班
<ul style="list-style-type: none"> 研究者発注物品の検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発注する全ての購入物品については、研究者の依頼に基づき事務部門が行い、検収についても事務部門が行う。 	総務課 研究推進班
<ul style="list-style-type: none"> 研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務部門による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。 	総務課 研究推進班
<ul style="list-style-type: none"> 換金性の高い物品が適切に管理されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 換金性の高い物品については、当該物品の詳細を固定資産台帳に記入し、管理ラベルを貼付し管理する。 	総務課 研究推進班

⑤ 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画	所管
<ul style="list-style-type: none"> 通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 通報窓口を使用ルールやホームページ等に明記し周知徹底を図る。 	総務課 研究推進班

⑥ モニタリングの充実

研究費における適正な事務処理の執行を行うために、本センター事務局総務課総務班による内部監査を不定期に行うこととする。特に契約件数・金額の多い業者との取引、旅費や謝金などは監査を重点的かつ厳密に実施する。

不正発生の要因	防止計画	所管
<ul style="list-style-type: none"> 不正使用の防止を推進する体制の検証、不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査規程に基づき、定期的な監査を実施するとともに、必要に応じて研究者及び業者に対するモニタリングも行う。 センター内に内部監査結果を報告することにより、周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。 	内部監査室

4 不正使用防止計画の点検・評価

今後も、不正使用防止の推進担当部署である当センター事務局総務課研究推進班において、不正を発生させる要因の把握とその分析を進めるとともに、中央省庁からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考に、計画を見直し、変更していくこととする。